

3 砂利採取法に基づく認可制度

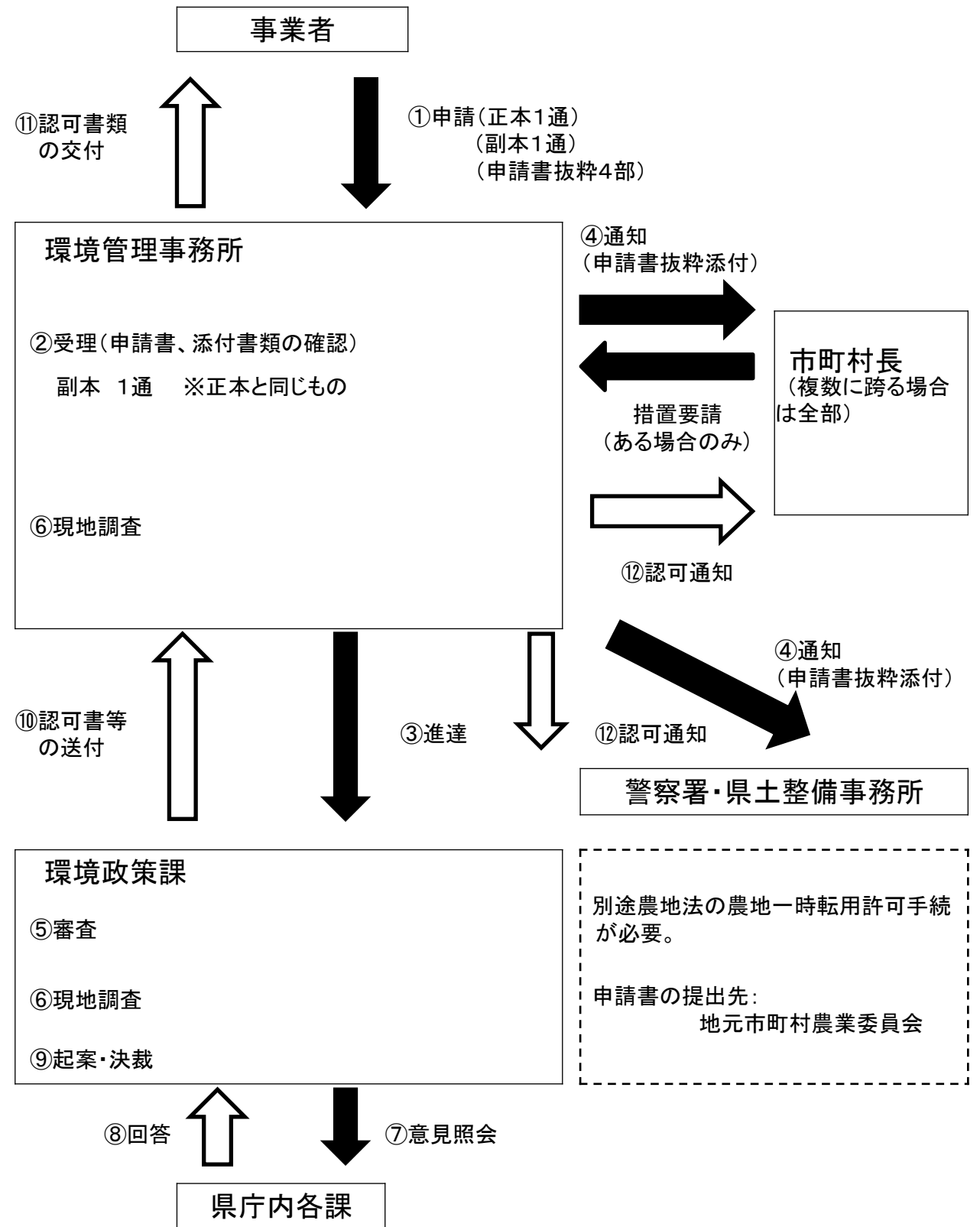
●担当課
環境政策課
企画調整・環境影響評価担当
(電話048-830-3039)

目的
砂利採取事業を行う者の登録、採取計画の認可、その他の規制・指導を行うことにより、砂利採取等に伴う災害を防止し、事業の健全な発展を図る。

制度概要
砂利採取法（昭和43年5月30日法律第74号）施行事務
①砂利採取業者の登録
②砂利採取業者の登録変更
③砂利採取計画の認可
④砂利採取計画の変更認可
⑤災害防止対策指導
⑥砂利採取業務主任者試験の実施
⑦砂利採取に係る農地の一時転用許可

- 事業主体 砂利採取業者
- 根拠法令等 砂利採取法第3条、第9条、第15条、第16条、第20条
- 創設年度 昭和43年度
- 制度の留意点
 - 1 さいたま市内において砂利採取を行う場合は、認可権者であるさいたま市に相談すること。
 - 2 農地で砂利採取を行う場合、別に農地法に基づく一時転用許可が必要となる。

砂利採取計画認可申請事務の流れ(農地の場合)



別途農地法の農地一時転用許可手続が必要。
申請書の提出先：
地元市町村農業委員会